

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 2 月 13 日

事業実施主体
鶴川農業協同組合
代表理事組合長 長門 宏市



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：鶴川農業協同組合
 - (2) 補助事業名：平成 30 年度 強い農業づくり事業（予定）
 - (3) 工事名：鶴川農協 穀類乾燥調製施設 新設工事
 - (4) 工事場所：勇払郡むかわ町文京町 2
 - (5) 工事概要：既存穀類乾燥調製施設を解体撤去し、新たに穀類乾燥調製施設を建設する。
 - (6) 工期：
 - 着工：平成 31 年 3 月 20 日
 - 完成：平成 32 年 2 月 20 日
 - 引渡：平成 32 年 2 月 25 日
- ※本工事は補助事業の繰り越し手続きを予定している。

(7) 工事請負契約締結：

本事業は、施工管理を含め、施主代行をホクレン農業協同組合連合会および全国農業協同組合連合会（以下全農という）に委託して行う。よって、全農所定の工事指図書（工事請負契約約款添付）、工事受注確認書により全農と契約する。

なお、落札した請負者が暴力団の関係者であることが判明した場合は契約できない。

(8) 入札事項：工事請負金額

2. 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加希望者は、単体企業、特定または経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)および(3)、特定または経常建設共同企業体の要件は(2)および(3)とする。

(1) 基本条件

- ①予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第 70 条および第 71 条の規定に該当しない者であること。別紙の「申立書」の提出を行う者であること。
- ②経常利益が直近 3 力年間連続赤字ではない者であること。
- ③直近年度の「経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書」の総合評点 P が 649 点以上であること。
- ④申請書および資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約の履行地域について、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。
- ⑤過去に会社更生および民事再生の手続きを行ったことがないこと。

*「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 特定または経常建設共同企業体の要件

- ①代表者を含む構成員すべてが(1)の①を満たしていること。
- ②代表者が(1)の②、③、④、⑤を満たしていること。
- ③協定書を必ず提出すること。

※協定書には「構成員が債務不履行となった場合には他の構成員が連帯して責任を負う」等の旨を記載すること。

- ④本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

(3) 附加条件

- ①建設業法における特定建設業および機械器具設置業の許可を受けていること。
- ②北海道内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所（本店または支店、もしくは政令で定めるこれに準じるもの）を有していること。
- ③穀類乾燥調製施設の元請実績を有すること。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

名 称：鶴川農業協同組合
住 所：勇払郡むかわ町末広 2 丁目 124 番地
電 話：0145-42-2611
担当者：総務部 部長 成田ゆかり

(2) 一般競争入札説明書および関係書類の交付期間、場所および方法

- ア. 期間：平成 31 年 2 月 13 日（水）13 時～平成 31 年 2 月 26 日（火）15 時
- イ. 場所：鶴川農協 総務部（勇払郡むかわ町末広 2 丁目 124 番地）
- ウ. 電話：0145-42-2611
- エ. 方法：当該場所にて配布とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）および一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所および方法

- ア. 期間：平成 31 年 2 月 13 日（水）13 時～平成 31 年 2 月 26 日（火）15 時
- イ. 場所：鶴川農協 総務部

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 入札参加資格確認通知書の提出日時および方法

- ア. 日時：平成 31 年 2 月 27 日（水）12 時まで
イ. 方法：書面（FAX 送信）をもって通知する。

(5) 現場説明会

- ア. 日時：平成 31 年 3 月 4 日（月）
イ. 場所：資料送付による

(6) 入札仕様書の提出日時、場所および方法

- ア. 日時：平成 31 年 3 月 13 日（水）12 時まで
イ. 場所：ホクレン 施設課
ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(7) 一般競争入札参加資格確認通知書（仕様書提出後）の提出日時および方法

- ア. 日時：平成 31 年 3 月 14 日（木）17 時まで
イ. 方法：書面（FAX 送信）をもって通知する。

(8) 一般競争入札の日時、場所および方法

- ア. 日時：平成 31 年 3 月 20 日（水）10 時
イ. 場所：鶴川農協 本所会議室
ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことができる。

7. その他

(1) 談合情報に対する対応

- ア. 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徵取および工事費内訳書の徵取ならびに公正取引委員会への通報を行うことがあること。
- イ. 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。
- ウ. 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

(2) 注意事項

- 入札執行が完了するまでの間、農協およびホクレンへの本件に関する面談または電話等は一切認めない。
- 受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に用件がある場合は事前に申し出、承認を得ることとする。

(3) 詳細は一般競争入札説明書および関係書類による。

以上